

定 款

愛媛エフ・エー・ゼット株式会社

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、愛媛エフ・エー・ゼット株式会社と称する。

英文では Ehime Foreign Access Zone Co.,Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 倉庫、上屋、荷捌場、輸入品常設展示場、事務所等の輸入促進基盤施設の管理及び運営、並びに倉庫業
- (2) 港湾施設の管理及び運営、並びに利用促進業務
- (3) 荷役機械その他の貨物取扱いのための機械装置及び車両の賃貸
- (4) 国際見本市会場及び駐車場等の輸入促進地域国際経済交流施設の管理及び運営
- (5) 見本市、展示会、各種イベント等の企画及び実施
- (6) 農水産物、加工食品、繊維、日用品等の工業製品、林産品、鉱産品、酒類の輸出入及び販売
- (7) 輸出入取引の斡旋及び情報の提供並びに事務手続の代行
- (8) 船舶及び自動車用燃油類並びにそれらの部品の販売
- (9) 国際経済交流に資するための出版物の発行及び情報の提供
- (10) 翻訳、通訳サービスの提供
- (11) 損害保険代理業
- (12) 一般又は、特定労働者派遣事業
- (13) 太陽光等の再生エネルギーによる発電及び売電事業
- (14) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を愛媛県松山市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、当社ホームページにて掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、200,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株券の不発行)

第8条 当社は、株式に係る株券を発行しない。

(株式に関する取扱)

第9条 この定款に定めるもののほか、当社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令及び取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招 集)

第10条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

2 株主総会を招集するときは、会日の1週間前までにその通知を発する。

(定時株主総会の基準日)

第11条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集してその議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条2項の定めによる決議及び商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人とし議決権を行使することができる。この場合、代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第15条 当会社の取締役は20名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第16条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第17条 取締役の任期は、就任後2年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第18条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第19条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第20条 取締役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(取締役会の決議の省略)

第 21 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(役付取締役及び代表取締役)

第 22 条 取締役会の決議により取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名をおくことができる。

2 取締役社長は、会社を代表する。

3 取締役会の決議をもって、第 1 項に定める取締役社長以外の役付取締役の中から会社を代表する取締役を選定することができる。

(報酬等)

第 23 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

第 5 章 監査役

(監査役の員数)

第 24 条 当社の監査役は 5 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 25 条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第 26 条 監査役の任期は、就任後 4 年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一する。

(報酬等)

第 27 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任等)

第 28 条 当社の会計監査人の選任等については、法令の定めるところによる。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 29 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 30 条 当社は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録株式質権者に対して剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 31 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れるものとする。

(沿 革)

平成 5年 4月 2日	(定款認証)
平成 6年 6月24日	(目的の追加：一般または特定労働者派遣事業、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う監査役に関する事項の変更、附則の削除)
平成 9年 7月25日	(目的の追加：酒類の輸出入及び販売)
平成12年 6月27日	(目的の追加：倉庫業)
平成13年 6月27日	(目的の追加：港湾施設の管理運営、並びに利用促進業務)
平成14年 6月25日	(商法等の一部を改正する等の法律及び商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う議決権算定、監査役の任期に関する事項の変更)
平成15年 6月25日	(商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う株主総会招集手続きの簡素化並びに株主総会特別決議の定足数の緩和等の改正に伴う規定の新設)
平成18年 6月26日	(会社法の施行に伴う株券不発行会社である旨の表示、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人の設置会社である旨の表示、株式に関する取扱事項の変更、取締役会の決議方法の追加及び呼称変更に伴う表記の変更並びに監査役の任期に関する項目のうち附則の削除)
平成19年 6月21日	(機関変更に伴う監査役会及び常勤の監査役に関する項目の削除並びに表記の変更)
令和 4年 6月22日	(目的の追加：太陽光等の再生エネルギーによる発電及び売電事業、公告の方法の変更)